

土地改良区体制強化事業実施要領

平成28年4月1日付け27農振第2430号
(最終改正 令和5年3月31日付け4農振第2859号)

地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長
北海道知事
全国土地改良事業団体連合会会長
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 施設・財務管理強化対策

都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が行う施設・財務管理強化対策は以下のとおりとする。

1 管理運営体制強化委員会の設置等

(1) 要綱第3の1の(1)により設置する管理運営体制強化委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

ただし、要綱第3の3に掲げる事業を実施しない場合はウ及びオについて、要綱第3の4の(4)に掲げる事業を実施しない場合はカについて、除くことができるものとする。

なお、イの職員のうち1名は、原則として土地改良施設に関する専門的知識を有する者とする。

ア	国の職員	1名
イ	都道府県の職員	2名
ウ	市町村の職員	2名
エ	地方連合会の役職員	2名
オ	土地改良区の役職員	3名
カ	株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）の職員	1名
キ	学識経験者その他必要な者	若干名

- (2) 管理運営体制強化委員会は、要綱第3の1の(2)の検討を行うに当たっては、土地改良区が策定している体制強化に関する計画（以下「体制強化計画」という。）を考慮するものとする。

2 土地改良施設の診断・管理指導

要綱第3の2の土地改良施設の診断・管理指導は、管理運営体制強化委員会の検討結果を基に、土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画を作成の上、おおむね次により実施するものとする。

(1) 管理専門指導員の配置

地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導を実施する場合は、次により管理専門指導員を配置するものとする。

ア 土地改良施設の診断・管理指導に対し専任的に従事する常勤の管理専門指導員の配置

イ 必要に応じ、委嘱による臨時的管理専門指導員の配置

(2) 定期的に実施する土地改良施設の診断・管理指導

定期的に実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「定期診断指導」という。）の対象施設は、ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設であって、都道府県内の土地改良施設の数及び地方連合会の執行体制等を勘案の上、地方連合会が定めるものとする。

(3) 土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「要請診断指導」という。）の対象施設は、(2)の定期診断指導の対象施設以外であって、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設とする。

(4) 地方連合会における土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画の策定

地方連合会は、業務の効率的な実施を図るため、毎年度業務実施計画を策定するものとする。

ア 定期診断指導対象施設調書の作成

地方連合会は、業務実施計画における定期診断指導の計画策定上の基礎資料として、土地改良区等からの申告及び自らの調査を基に、別紙様式第1号の例に準じ、定期診断指導対象施設調書を策定するものとする。

イ 業務実施計画の策定

土地改良施設診断・管理指導の業務実施計画には、少なくとも次の事項を定めるものとする。

(ア) 定期診断指導については、その対象とする土地改良施設の種目及び当該診断・管理指導の時期

(イ) 要請診断指導については、当該診断・管理指導は土地改良区等から別紙様式第2号の例により書面で要請のあったものについて速やかに行う旨及び当該診断・管理指導の対象施設の種目等の範囲を限る場合にあっては、その範囲

(5) 地方連合会及び管理専門指導員の業務

地方連合会及び管理専門指導員は、おおむね次により土地改良施設の診断・管理指導等を行うものとする。

ア 管理専門指導員は、定期診断指導の対象施設について、業務実施計画に定められたところに従い、診断・管理指導を行うものとする。

イ 地方連合会は、アにより診断・管理指導を行うに当たっては、あらかじめ診断

・管理指導の期日を土地改良区等に通知し、その診断・管理指導に際しては、相手方の管理担当者を立ち合わせるものとする。

ウ 管理専門指導員は、診断を了した場合には、別紙様式第3号の例及び別添によりその診断結果調書を2部作成し、1部を該当する土地改良区等に交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとする。

エ 地方連合会及び管理専門指導員は、要請診断指導の対象施設について土地改良区等から診断・管理指導の申込があったときは、定期診断指導に支障のない限り、これに応ずるものとし、上記ア、イ及びウに準じて診断・管理指導を行うものとする。

3 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策

要綱第3の3の土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策は、おおむね次により実施するものとする。

(1) 相談等実施計画の策定

地方連合会は、おおむね次に掲げる事項を相談等実施計画に定めるものとする。

ア 土地改良事業に関する苦情・紛争等対策の実施に係る基本方針

イ 相談指導員及びその担当部門

ウ 業務の範囲及び定期相談日

エ その他必要な事項

(2) 土地改良相談業務事業の実施

地方連合会は、おおむね次により土地改良相談業務を実施するものとする。

ア 地方連合会は、定期相談日として、毎月1日以上の一定の相談日を設け対応するものとする。

イ 相談の依頼人は、原則として、別紙様式第4号の例によりあらかじめ地方連合会に申し込むものとする。

ウ イの申込みがあったときは、要綱第3の3の(1)の相談指導員がこれを処理するものとする。

なお、相談指導員は必要に応じて現地指導を行うものとする。

(3) 苦情・紛争対策専門家の委嘱

地方連合会は、(2)による土地改良相談業務事業のほか、近年の複雑化・高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士及び公認会計士等に相談業務を委嘱することができるものとする。

4 財務管理強化に関する指導等

要綱第3の4の財務管理強化に関する指導等は、おおむね次により実施するものとし、実施に際しては地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫の支援を得るなど、効果的な実施を図るものとする。

(1) 複式簿記会計に関する巡回指導

ア 地方連合会は、土地改良区等の複式簿記会計の有効活用に関する意向や地方連合会の指導体制等を考慮して、1の管理運営体制強化委員会において、土地改良区等に対する複式簿記会計指導計画を策定するものとする。

イ 地方連合会は、アの複式簿記会計指導計画に基づき、年に複数回指導（オンライン等による指導を含む。）を行うものとする。なお、当該指導内容については複式簿記会計巡回指導概要（別紙様式第5号）に記録するものとする。

ウ 複式簿記会計に関する巡回指導に要する経費については、1土地改良区又は1土地改良区連合当たり年間8万円を上限単価として助成するものとする。

(2) 財務管理強化相談業務

ア 地方連合会は、財務管理強化相談窓口を設置し、電話・電子メール等による土地改良区等からの相談に対応できる体制を整えるものとする。

なお、当該相談業務の実施に当たっては、必要に応じて、会計指導員と連携して対応するものとし、当該業務内容については財務管理強化相談処理概要（別紙様式第6号）に記録するものとする。

イ 地方連合会は、財務管理強化相談業務に係る情報を広報誌等に掲載するなど、広く周知に努めるものとする。

（3）会計の専門家の配置

ア 要綱第3の4の（3）により地方連合会に配置する会計の専門家は、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人とする。

イ 会計の専門家の配置に要する経費については、1 地方連合会当たり年間55万円を上限単価として助成するものとする。

（4）非補助土地改良事業推進支援

ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

（ア）要綱第3の4の（4）のアの非補助土地改良事業推進計画の策定に当たっては、1 の管理運営体制強化委員会により、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- a 非補助土地改良事業における資金需要の動向及び要因分析
- b 管内における非補助農業基盤整備資金の融資目標額
- c 融資目標を達成するために実施する推進指導活動の方針等

（イ）地方連合会は、（ア）の検討結果を非補助土地改良事業推進計画書（別紙様式第7号）に取りまとめ、速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

（ウ）地方農政局長は、管内地方連合会への指導方針を非補助土地改良事業推進指導概要書（別紙様式第8号）に取りまとめ、地方連合会から提出された別紙様式第7号の写しを添付の上、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

イ 推進指導活動の実施

（ア）現地における推進指導については、非補助土地改良事業との一体的な実施による事業効果の早期発現の観点から、原則として国営土地改良事業地区及び都道府県営土地改良事業地区に所在する土地改良区の中から抽出の上、行うものとする。

（イ）地方連合会は、非補助土地改良事業に係る情報を広報誌等に掲載するなど、広く周知に努めるものとする。

5 土地改良区再編促進モデル事業

要綱第3の5の土地改良区再編促進モデル事業は、地方連合会が中心的役割を担うものとし、おおむね次により実施するものとする。

（1）事務連合早期設立支援モデル構築

ア 地方連合会は、会計事務を共同で行う土地改良区連合（以下「事務連合」という。）の設立に専任的に従事するコーディネーターを配置するものとする。

イ コーディネーターは事務連合の早期設立に向け、次の業務を行うものとする。

（ア）土地改良区における調整

対象土地改良区における事務連合設立に向けた意識の醸成、意思確認等

（イ）事務連合における諸規程等の調製

事務連合において定める事業実施計画案の策定、定款、規約等諸規程案の調製等

(ウ) 事務連合設立認可に向けた調整

関係土地改良区における総（代）会議案書の作成、事務連合設立認可申請書の作成及び都道府県知事への設立認可申請等

(エ) その他事務連合設立に必要な事項

(2) 市町村単位での合併モデル構築

ア 地方連合会は、土地改良区の合併に向けた合意形成を図るため、合併推進協議会（以下「合併協議会」という。）を設置するものとする。

イ 合併協議会は、地区の実情を勘案し、次により構成するものとする。

(ア) 国の職員 2名

(イ) 都道府県の職員 2名

(ウ) 関係市町村の職員 2名

(エ) 地方連合会の役職員 2名

(オ) 関係土地改良区の役職員 1 土地改良区当たり 2名

(カ) 学識経験者その他必要な者 若干名

ウ 合併協議会は、次の順序及び検討事項等により開催するものとする。

(ア) 第1年度 1回目 合併推進の体制構築・進め方、地域実態調査の方法等の検討

2回目 地域実態調査結果の検討及び合併推進上の課題の検討

(イ) 第2年度 1回目 合併推進上の課題及び処理方針の検討

2回目 合併推進計画の検討

エ 地方連合会は関係土地改良区と協力し、合併推進上の問題点を把握するため、次の事項について、地域実態調査等を実施するものとする。

(ア) 組織運営体制の実態調査

賦課基準、資産関係、市町村等からの助成状況の調査等

(イ) 施設管理体制の実態調査

施設の管理、農業集落組織の現状、農外利用の状況の調査等

(ウ) その他必要な調査等

組合員等の意識、要望等に関する調査、合併の必要性、メリット等の啓発普及等

オ 市町村単位での合併モデル構築に要する経費については、1 合併協議会当たり年間200万円を上限単価として助成するものとする。

(3) 実施期間

(1) の事務連合早期設立モデル構築については原則として1年間、(2) の市町村単位での合併モデル構築については原則として2年間で実施するものとする。

(4) 助成

助成対象となる経費は、次に掲げるものとする。

ア 賃金

イ 報償費

ウ 旅費

エ 需用費

オ 役務費

カ 使用料及び賃借料

キ 備品購入費

ク 給料、職員手当等

ケ 共済費

第3 受益農地管理強化対策

1 公募団体が行う受益農地管理強化対策

農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体（以下「公募団体」という。）が行う要綱第4の1の受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

（1）財産管理制度等活用推進委員会の設置

ア 公募団体は、国及び地方公共団体の職員、公募団体、地方連合会及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する財産管理制度等活用推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

イ 推進委員会は、（2）により実施する調査の項目、（3）により作成する財産管理制度等活用マニュアルの内容及び（4）により実施する普及・啓発の検討を行うものとする。

（2）財産管理制度等活用実態調査

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に、おおむね次の事項について調査を行うものとする。

ア 所有者不明農地等が存在することにより生じている支障の内容

イ 財産管理制度等の活用上の課題と対応方策

ウ 財産管理制度等を活用して土地の所有者を特定した事例

エ 財産管理制度等以外の手法で換地処分の促進が図られた事例

（3）財産管理制度等活用マニュアルの作成

（2）の調査結果を基に、財産管理制度等の活用に資するマニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。

（4）財産管理制度等の普及・啓発指導

（3）により作成したマニュアルを活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度等の説明会を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。また、地方連合会が行う財産管理制度等の活用に関する指導について、地方連合会からの要請に応じて助言等を行うものとする。

2 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

要綱第4の2の地方連合会が行う受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

（1）受益農地管理強化委員会の設置等

ア 要綱第4の2の（1）のアにより設置する受益農地管理強化委員会（以下「管理強化委員会」という。）の構成は、おおむね次によるものとする。

（ア）国（地方農政局、地方法務局等）の職員 2名

（イ）都道府県の職員 1名

（ウ）地方連合会の役職員 2名

（エ）地元団体（市町村、土地改良区等）の役職員 3名

（オ）土地改良換地士 1名

（カ）司法書士又は弁護士 1名

（キ）学識経験者その他必要な者 若干名

イ 管理強化委員会は、要綱第4の2の（1）のイの検討を行うに当たっては、土地改良区が策定している体制強化計画を考慮するものとする。

（2）換地選定に関する指導

要綱第4の2の（2）の換地選定に関する指導は、換地事務の技術的指導及び助

言を行う地方連合会の職員（以下「換地専門指導員」という。）により、おおむね次により行うものとする。

ア 換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行うものとする。

イ アの地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行うものとする。なお、沖縄県における巡回指導については、当分の間、換地専門指導員によりアの地区を重点指導地区に指定し、計画的に行うものとする。

（３）換地処分未了地区等の解消に関する指導

要綱第４の２の（３）の換地処分未了地区等の解消に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

ア 換地処分未了地区等指導台帳の作成

地方連合会の調査又は土地改良事業の実施主体からの申出等に基づき、事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区（以下「換地処分未了地区等」という。）の状況を把握し、概要等を整理した台帳（別紙様式第９号）を作成するものとする。

イ 換地処分未了地区等に対する指導方針の策定及び指導等

（ア）管理強化委員会において換地処分未了地区等の解消方法を検討し、指導方針を策定するものとする。なお、高度化、複雑化している案件は、必要に応じて要綱第６の１の（４）の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

（イ）換地専門指導員は、管理強化委員会における指導計画等に基づき、当該地区に対する指導を行い、その結果を管理強化委員会に報告するものとする。

（４）財産管理制度等の活用に関する指導

要綱第４の２の（４）の財産管理制度等の活用に関する指導は、おおむね次により行うものとする。なお、必要に応じて、要綱第４の１の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

ア 制度の普及・啓発

換地専門指導員は、第３の２の（３）における換地処分未了地区等又は土地改良事業の実施地区のうち、財産管理制度等を活用することにより換地業務又は土地改良事業の促進を図ることが可能となる地区等に対して、財産管理制度等の普及・啓発を行うものとする。

イ 指導方針の策定

管理強化委員会において、財産管理制度等の活用が有効とされる地区等について、所有者不明農地等の数、態様及び権利者会議の実施時期等を勘案した上で、制度活用に向けた指導方針を策定するものとする。

ウ 制度活用指導

換地専門指導員は、管理強化委員会における指導方針に基づき、財産管理制度等を活用しようとする地区について、制度の手續に必要となる書類の作成に関する助言・指導を行うものとする。また、必要に応じて、財産管理人となる候補者のあっせん又は仲介等を行うものとする。

（５）交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

要綱第４の２の（５）の交換分合等による農用地の利用集積に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

ア 交換分合推進対策

要綱第4の2の(5)のアの助言・指導は次の事項について行うものとする。
なお、地方連合会は、これらの助言・指導について、都道府県知事が適当と認めた者にその一部を行わせることができるものとする。

- (ア) 交換分合計画書及び交換分合登記申請書の作成に関すること。
- (イ) 交換分合計画に係る土地の評価及び清算に関すること。
- (ウ) 利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号に規定されるもの。）が設定された土地における貸し手・借り手間の調整に関すること。
- (エ) 耕作の目的に供されていない又はそれが見込まれる農用地の処理対策等に関すること。
- (オ) 新たに交換分合の実施を予定する地区に対する制度啓発に関すること。
- (カ) その他交換分合の実施に関すること。

イ 農用地利用集積推進対策

- (ア) 農用地利用集積推進対策会議の構成

要綱第4の2の(5)のイの(ア)により設置する農用地利用集積推進対策会議（以下「利用集積推進会議」という。）の構成はおおむね次によるものとする。

- a 都道府県の職員
- b 市町村の職員
- c 都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。）の役職員
- d 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定に基づき指定されるものをいう。）の役職員
- e 地元団体（土地改良区等）の役職員
- f 地方連合会の役職員
- g 学識経験者その他必要な者

- (イ) 利用集積を推進すべき地区の選定

- a 農用地利用集積推進対策の対象地区は、農地整備等基盤整備事業の完了地区であって利用集積を予定している又はその必要性の高い地区とするものとする。
- b 利用集積推進会議は、地方連合会が実施する実態把握調査等の結果を基に、利用集積を推進すべき地区（以下「推進地区」という。）を選定するものとする。

- (ウ) 地方連合会による技術的指導等

- a 換地専門指導員は、推進地区の利用集積の状況及び利用集積を推進する上で課題となっている事項等について、関係土地改良区及び関係農家等から聴き取り調査を行い、利用集積推進会議に提出するものとする。
- b 利用集積推進会議は、利用集積を推進する上で課題となっている事項等について、その解決策の検討及び整理を行い、推進地区の指導方針を策定するものとする。
- c 換地専門指導員は、利用集積推進会議で策定された指導方針に基づき、推進地区に係る土地改良区等と協議・調整を図りつつ、当該土地改良区等が行う土地利用調整活動に対して技術的指導及び助言を行うものとする。

- (エ) 指導結果の報告等

- a 地方連合会は、（ウ）のcの推進地区に対する換地専門指導員の指導結果を利用集積推進会議に報告するものとする。
 - b 利用集積推進会議は、報告された指導結果を検証し、今後の指導方針の再検討等を行うとともに、報告された事例の整理を行い、利用集積の推進に関する情報として土地改良区等に提供するものとする。
- （オ）推進地区調書の作成

地方連合会は、推進地区に関する地区調書（別紙様式第10号）を作成し、推進地区における土地利用調整の推進に活用するものとする。
- 3 土地改良区が行う受益農地管理強化対策

要綱第4の3の土地改良区が行う受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。なお、必要に応じて、地方連合会に助言等を求めることができるものとする。

 - （1）所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用する場合
 - ア 所在等不明共有者であることを証明するために必要な調査
 - イ 当該制度の活用にあたっての他の共有者との各種調整
 - ウ その他当該制度の活用にあたり必要な調査・調整
 - （2）所有者不明土地管理制度を活用する場合
 - ア 所有者不明土地であることを証明するために必要な調査
 - イ 地方裁判所への所有者不明土地管理人の選任の申立て及びこれを行うにあたり必要な各種事前調整
 - ウ 選任された所有者不明土地管理人との各種調整
 - エ その他当該制度の活用にあたり必要な調査・調整

第4 統合整備強化対策

- 1 土地改良区、市町村又は地方連合会（市町村又は地方連合会は（3）に限る。）が行う統合再編整備事業
 - （1）統合整備
 - ア 統合整備実施地区の承認
 - （ア）統合整備を実施しようとする土地改良区等が要綱第5の1の（1）のウの（イ）のbの（a）による承認申請を行うときは、別紙様式第11号の申請書によるものとする。
 - （イ）都道府県知事は、要綱第5の1の（1）のウの（イ）のbの（b）による地方農政局長との協議にあたっては、（ア）の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。
 - a 統合整備の必要性（統合整備基本計画等の位置付け等）
 - b 組織運営の現状と計画見通し
 - c その他特記すべき事項
 - イ 統合整備協議会の構成等
 - （ア）要綱第5の1の（1）のウの（ア）の統合整備協議会（以下「協議会」という。）は、地区の実情を勘案し、おおむね次により構成するものとする。

a 都道府県の職員	若干名
b 関係市町村の職員	1 市町村当たり 1 名
c 関係農業団体の役職員	若干名
d 関係土地改良区等の役職員	1 土地改良区等当たり 3 名
e その他学識経験者及び債権者等	若干名
 - （イ）協議会は、地区の実情に応じて要綱第5の1の（1）のウの（イ）のbの

(a) の承認を受けた土地改良区等が適宜開催するものとし、おおむね次の順序及び協議事項等により開催し、関係土地改良区等が共同して樹立する統合整備計画について積極的な検討と指導を行うものとする。

a I型地区及びII型地区

- | | | |
|----------|-----|--------------------------------------|
| (a) 第1年度 | 1回目 | 統合整備推進上の問題点の把握及び処理方針の検討 |
| | 2回目 | 同上 |
| | 3回目 | 統合整備計画の策定方針の検討 |
| | 4回目 | 関係土地改良区等による統合整備計画の概要案の提示 |
| (b) 第2年度 | 1回目 | 統合整備計画の概要案の検討 |
| | 2回目 | 同上 |
| | 3回目 | 統合整備計画の概要案に対する市町村、関係農業団体の意見の提示及びその調整 |
| | 4回目 | 同上 |
| (c) 第3年度 | 1回目 | 統合整備計画の概要案の最終取りまとめ |
| | 2回目 | 統合整備計画の概要案の細部討議及び調整 |
| | 3回目 | 同上 |
| | 4回目 | 統合整備計画の最終調整 |

b III型地区

- | | | |
|----------|-----|--------------------------------------|
| (a) 第1年度 | 1回目 | 統合整備計画の策定方針の検討 |
| | 2回目 | 関係土地改良区等による統合整備計画の概要案の提示 |
| | 3回目 | 統合整備計画の概要案に対する市町村、関係農業団体の意見の提示及びその調整 |
| | 4回目 | 同上 |
| (b) 第2年度 | 1回目 | 統合整備計画の概要案の取りまとめ |
| | 2回目 | 統合整備計画の概要案の細部討議及び調整 |
| | 3回目 | 同上 |
| | 4回目 | 統合整備計画の最終調整 |

ウ 統合整備計画の樹立

(ア) 関係土地改良区等は、都道府県知事の指導の下に、地区の実態を十分に調査の上、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ統合整備計画を樹立するものとする。

(イ) 統合整備計画の樹立に係る調査の実施

(ア) の統合整備計画を樹立するために行う実態調査は、おおむね次によるものとする。

a 賦課基準調査

関係土地改良区別の賦課基準の設定条件及びその基準と受益関係の照応状況

b 資産関係調査

関係土地改良区別の資産（土地改良施設を除く。）の種類、数量、位置、使用状況並びに評価額及びその基準

c 市町村等からの助成状況等調査

市町村、農業協同組合等からの工事費、維持管理費、経常経費等に対する助成金の内容

d 施設管理調査

- (a) 土地改良施設の種類、構造、機能、規模及び設置箇所
- (b) 管理状況及び管理経費
- e 農業集落組織調査
 - (a) 農業集落組織の現状
 - (b) 農業集落組織による管理施設の種類、構造、規模及び管理内容
- f 末端施設管理調査
 - 末端施設の管理状況及び費用負担
- g 農外利用調査
 - (a) 他目的使用に係る施設の種類、構造、規模及び設置箇所
 - (b) 他目的使用に係る施設の使用条件及び他目的使用料の徴収状況
 - (c) 他目的使用の形態別明細、施設の分布状況、その他管理経費
- h その他調査
 - 組合員、市町村、農業団体等の意識及び要望等に関する調査
- (ウ) I型地区及びII型地区における統合整備計画
 - a I型地区及びII型地区における統合整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (a) 統合整備に関する基本的事項
 - ① 合併又は土地改良区連合の設立（所属土地改良区の数増加を含む。以下同じ。）の方法、時期その他当該合併又は土地改良区連合の設立の推進に関する事項
 - ② 定款及び諸規程類の調整に関する事項
 - ③ 経費の賦課基準の調整に関する事項
 - ④ 役員の定数に関する事項
 - ⑤ 組織及び運営に関する事項
 - ⑥ 借入金の償還に関する事項
 - ⑦ 財産の調整に関する事項
 - ⑧ その他必要な事項
 - (b) 土地改良施設の維持管理に関する事項（施設管理の再編計画、施設の年次別整備計画（5か年程度）等）
 - (c) 合併後の土地改良区の事業計画等又は土地改良区連合の事業の実施に関する計画等に関する事項
 - ① 土地改良事業の実施に関する事項（土地改良事業の内容、実施地域、規模、実施主体、実施時期等）
 - ② 土地改良区連合において土地改良事業以外の事業又は事務を実施する場合は、当該事業又は事務に関する事項（事業又は事務の内容、実施の方法、実施時期等）
 - ③ 土地改良施設の利活用等に関する事項（利活用の可能性、利活用する施設とその管理運営方法、内容及び実施方法、市町村への移管計画、特定受益者負担の計画等）
 - ④ その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項
 - b I型地区及びII型地区における統合整備計画には、aに定める事項のほか、土地改良区の実態に応じ次に掲げる事項等必要な事項を定めることができるものとする。
 - (a) 地区内の水田転作の実施と土地改良区の運営との調整に関する事項（土地改良施設の管理方法、賦課基準の調整方法、市町村との調整方法等）
 - (b) 市町村の農業振興地域整備計画その他の農業関係計画と地区内の土地改

良事業との調整に関する事項（調整体制の整備、連携強化の方法等）

(エ) Ⅲ型地区における統合整備計画

a Ⅲ型地区における統合整備計画には、次の事項を定めるものとする。

(a) 合併又は土地改良区連合の設立の場合

(ウ) の a の (a) 及び (b) に掲げる事項

(b) 合同事務所の設置の場合

① 合同事務所の設置の方法、時期その他当該合同事務所の設置の推進に関する事項

② 合同事務所の組織及び運営に関する事項

③ 財産の調整に関する事項

④ その他必要な事項

b Ⅲ型地区における統合整備計画には、a の事項のほか、次に掲げる事項のうち必要なものを定めることができるものとする。

(a) 地区内の土地改良事業の実施に関する事項

(b) 土地改良施設の利活用等に関する事項

(c) 地区内の水田転作の実施と土地改良区の運営との調整に関する事項

(d) 市町村の農業振興地域整備計画その他の農業関係計画と地区内の土地改良事業との調整に関する事項

(e) その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項

エ 附帯施設整備

統合整備を実施する土地改良区等は、統合整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備（合同事務所の設置の場合を除く。）

土地改良区等の施設管理水準の向上のための整備補修、維持管理の効率化・省力化に資する施設改善及び事故等の未然防止を図る安全施設の設置に係るもので、これに要する経費が2,500万円以下（Ⅲ型地区にあっては、200万円以下）のものとする。

(イ) 業務運営合理化施設整備

土地改良区等の業務運営及び会計・経理体制の整備等を図るために必要となる別表1に掲げる事務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が次に掲げる金額以下のものとする。

a I型地区の合併又は土地改良区連合の設立 300万円

b II型地区の合併又は土地改良区連合の設立 100万円

c III型地区の合併又は土地改良区連合の設立 70万円

d III型地区の合同事務所の設置 25.8万円

(ウ) 管理施設情報電子化整備（合同事務所の設置の場合を除く。）

合併後又は土地改良区連合の設立後の土地改良施設の効率的な管理を行うために必要となる当該施設に関する図面その他の情報の電子媒体への変換又は当該情報に関するデータベースの作成及び電子化され、又はデータベース化された情報と地図情報とが一体となった管理情報システムの整備に係るもので、これに要する経費が1,000万円以下のものとする。

オ 実施期間

I型地区及びII型地区の統合整備は原則として3年間、III型地区の統合整備は原則として2年間で実施するものとする。また、附帯施設整備については、原則としてイの統合整備計画を樹立した年度の翌々年度までに限り実施することができるものとする。ただし、毎年度予算の範囲内で補助していることにより、これ

により難い場合は、この限りではない。

カ 成果の活用

都道府県知事は、協議会による統合整備の推進状況及び統合整備実施の成果を広報するとともに、統合整備を必要とする他の地域の啓発及び指導に際し、その成果の活用を図るものとする。

(2) 管理再編整備

ア 管理再編整備実施地区の承認

(ア) 要綱第5の1の(2)のアの管理再編整備を実施しようとする土地改良区が要綱第5の1の(2)のイによる承認申請を行うときは、別紙様式第12号の申請書によるものとする。

(イ) 都道府県知事は、要綱第5の1の(2)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、(ア)の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。

- a 管理再編整備の必要性
- b 施設管理、集落管理組織の現状及び見通し
- c その他特記すべき事項

イ 管理再編整備計画の策定

(ア) 要綱第5の1の(2)のイの都道府県知事の承認を受けた土地改良区（以下「管理再編実施土地改良区」という。）は、地区内又は隣接地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況及び農業者の意向を的確に把握するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項を選択して、地域実態調査を実施するものとする。

- a 土地改良区管理施設に関する調査
- b 営農状況に関する調査
- c 農業集落組織の現状に関する調査
- d 水利用の実態に関する調査
- e 末端施設の管理状況に関する調査
- f 周辺地域の施設管理状況に関する調査
- g 農業用排水路等の農外利用に関する調査
- h 農業用排水路等の利用調整に関する調査
- i 組合員の意識、市町村及び農業団体の要望等に関する調査
- j その他

(イ) 管理再編実施土地改良区は、都道府県の指導の下に、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ管理再編整備計画を樹立するものとする。

(ウ) 管理再編整備計画には、次の事項を定めるものとする。

a 施設管理再編計画

集落管理機能の低下、隣接地域の取込み等に伴う施設管理の再編を行うため、維持管理の方法、施設操作、水配分計画等について、次に掲げる事項を内容とする地域の現状に即した施設管理の再編計画を作成するものとする。

- (a) 施設管理の再編の基本方向
- (b) 施設管理の現状
- (c) 施設管理に関する計画
- (d) 施設整備に関する計画
- (e) 関係機関との調整に関する計画
- (f) その他必要な事項

b 管理組織再編計画

施設管理再編計画及び水利用の実態に即した管理体制の整備、下部組織の再編等について、次に掲げる事項を内容とする管理組織の再編計画を作成するものとする。

- (a) 管理組織の現状
- (b) 管理体制の整備に関する計画
- (c) 下部組織の再編に関する計画
- (d) その他必要な事項

ウ 管理再編整備検討委員会の設置

(ア) 管理再編実施土地改良区は、次に掲げる者をもって構成する管理再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。

- | | | |
|---|--------------|-----|
| a | 都道府県の職員 | 1名 |
| b | 市町村の職員 | 2名 |
| c | 地方連合会の役職員 | 1名 |
| d | 実施土地改良区の役職員 | 2名 |
| e | 関係農業団体の役職員 | 若干名 |
| f | 学識経験者その他必要な者 | 若干名 |

(イ) 検討委員会は、おおむね次に掲げる順序及び検討事項等により開催するものとする。

- | | | | |
|---|------|-----|---------------------------------|
| a | 第1年度 | 1回目 | 地域実態調査の方法、内容の検討 |
| | | 2回目 | 地域実態調査の実施結果の検討及び管理再編整備計画策定方針の検討 |
| b | 第2年度 | 1回目 | 管理再編整備計画の細部検討 |
| | | 2回目 | 管理再編整備計画の最終調整 |

(ウ) 管理再編実施土地改良区は、地域実態調査の実施及び管理再編整備計画の策定に当たっては、検討委員会の意見を求めるものとする。

(エ) 検討委員会は、(ウ)により意見を求められたときは、地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況等の実情を踏まえ、適正な管理再編整備に資するよう積極的に検討を行い、意見を述べるものとする。

エ 附帯施設整備

管理再編実施土地改良区は、管理再編整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備

土地改良施設の小規模な改修、整備補修及び安全施設としてのフェンス等の設置に係るもので、これに要する経費が200万円以下のものとする。

(イ) 業務運営合理化施設整備

土地改良施設の維持管理の改善等を図るために必要となる別表1に掲げる業務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が100万円以下のものとする。

オ 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

(3) 土地利用再編整備

ア 土地利用再編整備実施地区の承認

(ア) 要綱第5の1の(3)の土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会が要綱第5の1の(3)のイによる承認申請を行うときは、別紙様式第13号の申請書によるものとする。

(イ) 都道府県知事は、要綱第5の1の(3)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、(ア)の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。

- a 土地利用再編整備の必要性
- b 施設管理、集落管理組織の現状及び見通し
- c その他特記すべき事項

イ 土地利用再編整備計画の策定

(ア) 要綱第5の1の(3)のイの都道府県知事の承認を受けた者（以下「再編実施主体」という。）は、土地利用再編整備の対象とする土地改良区（以下「再編対象土地改良区」という。）について、施設管理の状況、集落管理組織の活動状況及び農業者の意向を的確に把握するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項を選択して、地域実態調査を実施するものとする。

- a 土地改良区管理施設に関する調査
- b 営農状況に関する調査
- c 農業集落組織の現状に関する調査
- d 水利用の実態に関する調査
- e 末端施設の管理状況に関する調査
- f 農業用排水路等の農外利用に関する調査
- g 農業用排水路等の利用調整に関する調査
- h 組合員の意識、市町村及び農業団体の要望等に関する調査
- i その他

(イ) 再編実施主体は、都道府県の指導の下、再編対象土地改良区、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ、土地利用再編整備計画を樹立するものとする。

(ウ) 土地利用再編整備計画には、次の事項を定めるものとする。

a 土地利用再編計画

土地利用の変化等に伴う施設管理の再編を行うため、維持管理の方法、施設操作、水配分計画等について、次に掲げる事項を内容とする地域の現状に即した施設管理の再編計画を作成するものとする。

- (a) 施設管理の再編の基本方向
- (b) 施設管理の現状
- (c) 施設管理に関する計画
- (d) 施設整備に関する計画
- (e) 関係機関との調整に関する計画
- (f) その他必要な事項

b 管理組織再編計画

施設管理再編計画及び水利用の実態に即した管理体制の整備、下部組織の再編等について、次に掲げる事項を内容とする管理組織の再編計画を作成するものとする。

- (a) 管理組織の現状
- (b) 管理体制の整備に関する計画
- (c) 下部組織の再編に関する計画
- (d) その他必要な事項

ウ 土地利用再編整備検討委員会の設置

(ア) 再編実施主体は、次に掲げる者をもって構成する土地利用再編整備検討委員

会（以下「再編検討委員会」という。）を設置するものとする。

- | | | |
|---|--------------|-----|
| a | 都道府県の職員 | 1名 |
| b | 市町村の職員 | 1名 |
| c | 地方連合会の役職員 | 1名 |
| d | 土地改良区の役職員 | 1名 |
| e | 関係農業団体の役職員 | 若干名 |
| f | 学識経験者その他必要な者 | 若干名 |

（イ）再編検討委員会は、おおむね次に掲げる順序及び検討事項等により開催するものとする。

- | | | | |
|---|------|-----|-----------------------------------|
| a | 第1年度 | 1回目 | 地域実態調査の方法、内容の検討 |
| | | 2回目 | 地域実態調査の実施結果の検討及び土地利用再編整備計画策定方針の検討 |
| b | 第2年度 | 1回目 | 土地利用再編整備計画の細部検討 |
| | | 2回目 | 土地利用再編整備計画の最終調整 |

（ウ）再編実施主体は、地域実態調査の実施及び土地利用再編整備計画の策定に当たっては、再編検討委員会の意見を求めるものとする。

（エ）再編検討委員会は、（ウ）により意見を求められたときは、地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況等の実情を踏まえ、適正な土地利用再編整備に資するよう積極的に検討を行い、意見を述べるものとする。

エ 附帯施設整備

再編実施主体は、土地利用再編整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

（ア）水管理等施設整備

土地改良施設の小規模な改修、整備補修及び安全施設としてのフェンス等の設置に係るもので、これに要する経費が200万円以下のものとする。

（イ）業務運営合理化施設整備

土地改良施設の維持管理の改善等を図るために必要となる別表1に掲げる業務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が100万円以下のものとする。

オ 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

2 都道府県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

（1）統合整備重点指導地区の選定

都道府県が、要綱第5の2の（3）による協議を行うときは、別紙様式第14号の調書を添付するものとする。

（2）統合整備推進委員会の構成等

ア 要綱第5の2の（1）のアの統合整備推進委員会は、おおむね次により構成するものとする。

- | | | |
|-----|--------------|-------------|
| （ア） | 都道府県の職員 | 2名 |
| （イ） | 関係市町村の職員 | 1市町村当たり1名 |
| （ウ） | 関係農業団体の役職員 | 若干名 |
| （エ） | 関係土地改良区等の職員 | 1土地改良区当たり2名 |
| （オ） | 学識経験者その他必要な者 | 若干名 |

イ 統合整備推進委員会は、おおむね次の順序及び検討事項等により開催するものとする。

- | | | | |
|-----|------|-----|---------------------------|
| （ア） | 第1年度 | 1回目 | 統合整備推進上の課題及び地域実態調査の方法等の検討 |
|-----|------|-----|---------------------------|

- 2 回目 地域実態調査結果の検討及び統合整備推進計画の策定方針の検討
- (イ) 第2年度 1 回目 統合整備推進計画の検討
- 2 回目 統合整備推進計画の最終調整
- (3) 統合整備推進計画の策定
 - ア 要綱第5の2の(1)のイの統合整備推進計画は、次の事項を定めるものとする。
 - (ア) 関係土地改良区の現状
 - (イ) 統合整備推進の支障となっている課題とその対応方策
 - (ウ) 統合整備重点指導地区への指導方針
 - イ 都道府県は関係土地改良区と協力し、統合整備推進計画を策定するため、次の事項について、地域実態調査等を実施するものとする。
 - (ア) 組織運営体制の実態調査
賦課基準、資産関係、市町村等からの助成状況の調査等
 - (イ) 施設管理体制の実態調査
施設の管理、農業集落組織の現状、農外利用の状況の調査等
 - (ウ) その他必要な調査等
組合員等の意識及び要望等に関する調査、統合整備の必要性、メリット等の啓発普及等
- (4) 実施期間
原則として2年間で実施するものとする。

第5 研修・人材育成

1 公募団体が行う研修・人材育成

(1) 統合整備推進研修

公募団体が実施する要綱第6の1の(1)の統合整備推進研修は、おおむね次の事項について実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

ア 合併協議の体制構築・進め方について

イ 合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について

(ア) 組織運営に係る課題等

(イ) 施設管理に関する課題等

ウ 合併事例の検証・検討

エ 合併後における諸課題・懸案事項解消への取組について

オ 合併の推進に資する滞納処分の実施について

カ その他

(2) 施設管理研修

ア 管理専門指導員研修

要綱第6の1の(2)のアの管理専門指導員等の資質向上を図るための研修については、おおむね次の事項について実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

(ア) 土地改良施設管理概論

(イ) 農業水利施設のストックマネジメント概論

(ウ) 農業水利施設の機能診断概論

(エ) 農業水利施設の安全管理関係

(オ) その他

イ 土地改良施設の整備補修事例検討会

要綱第6の1の(2)のイの土地改良施設の整備補修事例検討会（以下「検討会」という。）は、おおむね次により実施するものとする。

- (ア) 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で検討会を開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。ただし、北海道にあつては東北農政局ブロック、沖縄県にあつては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。
- (イ) 検討会においては、要綱第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を行う地方連合会の管理専門指導員が診断・管理指導した事例（1県当たり1から2事例程度選定）のうちから、診断・管理指導の技術の共有化を図るべきものについて2事例程度を選定するものとする。
- (ウ) 検討会は、学識経験者、地方農政局及び都道府県職員並びに地方連合会の管理専門指導員をもって構成するものとする。
- (エ) 公募団体は、各ブロックで選定された事例等を取りまとめ、地方連合会の管理専門指導員の技術データとして共有化を図るものとする。

ウ 小水力等発電技術者育成研修

要綱第6の1の(2)のウの小水力等発電導入の取組を推進するための研修等については、おおむね次により実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

(ア) 小水力等発電導入に係る指導者育成

土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者を育成するため、導入に係る調査、設計施工、発電水利権、固定価格買取制度の動向等について研修を行うものとする。

(イ) 小水力等発電の維持管理に携わる技術者育成

小水力等発電の維持管理に係る技術者を育成するため、発電施設の維持管理・運営、安全管理及び電気技術の向上を図るための機械、電気事業法、電気理論、電力等について研修を行うものとする。

(ウ) 小水力等発電の会計運営に携わる技術者育成

小水力等発電会計に携わる技術者を育成するため、発電会計の必要性や会計運営等について研修を行うものとする。

(エ) 現地指導

小水力等発電の導入、維持管理、会計に対する課題を解消するための現地指導を行うものとする。

(3) 会計指導員育成研修

要綱第6の1の(3)の会計指導員育成研修は、おおむね次により実施するものとする。

ア 会計指導員の業務・育成

次に掲げる業務を行う会計指導員を育成するため、土地改良区等の財務管理強化に関する専門的な研修（試験を含む。）を実施するとともに、当該研修及び試験を修了した者を会計指導員として認定するものとする。

(ア) 第2の4の(1)の複式簿記会計に関する巡回指導

(イ) 地方連合会との連携により実施する第2の4の(2)の財務管理強化相談業務

(ウ) 土地改良区等の指導監査

(エ) その他、土地改良区等の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する啓発・指導

イ 認定要件

(ア) 会計指導員として認定を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

a ウの会計指導員の育成のための研修（以下「育成研修」という。）を修了した者

b エの会計指導員認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した者

(イ) (ア) の認定期間は、認定日から3年を経過した年度末までとする。ただし、更新を妨げない。

(ウ) 認定の更新については、(ア) の規定（bを除く。）を準用する。

ウ 育成研修

(ア) 公募団体は、毎年度1回以上、育成研修（eラーニング等を含む。）を実施する。

(イ) エの(イ) の認定試験の区分に関する事項について、延べ12時間以上の研修を行う。

エ 認定試験

(ア) 公募団体は、ウの育成研修を受講した者を対象に認定試験を実施する。

(イ) 認定試験は次の区分により行う。

a 土地改良区の業務運営及び会計経理

土地改良区の概要、定款・規約等、土地改良区会計の仕組み、賦課金等の賦課徴収の仕組み等に関する事項

b 会計経理に係るガバナンス及びコンプライアンスの強化

土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良区会計細則例（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）及び土地改良区会計指導基準（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）等に関する事項

c 会計指導・監査

土地改良区における複式簿記会計・指導監査の導入に関する事項

オ 会計指導員育成研修の実施

(ア) 受講・受験資格

次に掲げる者は、育成研修を受講し、認定試験を受験する資格を有する。

a 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は連合会の事業に係る業務のうち、監査事務、会計事務及び予算の調製に関する事務（以下「会計事務等」という。）に携わった期間が通算して5年以上の者

b 土地改良区等の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は土地改良区等の事業に係る業務のうち会計事務等に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は土地改良区等の職員ではない者

c 国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務のうち会計事務等（検査事務を含む。）に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は国・地方公共団体の職員ではない者

d その他 a、b 及び c に掲げる者と同等以上の者として、公募団体が農村振興局長と協議して認めた者

(イ) 受講・受験手続

受講・受験を希望する者は、「受講・受験申込書及び受講・受験票」（別

紙様式第15号)に必要事項を記入して、公募団体が定める期日までに、公募団体に提出するものとする。

カ 委員会の設置

(ア) 公募団体は、農林水産省の関係職員、学識経験者等で構成する会計指導員育成研修運営委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(イ) 公募団体は、毎年度3回以上、委員会を開催する。

(ウ) 委員会の所掌事項は次に掲げる事項とする。

- a 育成研修のカリキュラムに関する事
- b 認定試験問題の作成に関する事
- c 認定試験結果の審査に関する事
- d 土地改良区等指導監査の手引に関する事
- e その他必要事項

キ 認定を受けることができる者の決定

公募団体は、育成研修及び認定試験の結果について、委員会の審査を経た後、認定を受けることができる者を決定し、別紙様式第16号により農村振興局長に報告するものとする。

ク 認定証の交付

農村振興局長は、キの報告を受けた後速やかに、合格者に対し、認定証(別紙様式第17号)を交付するものとする。

ケ 地方連合会への届出等

クの認定を受けた会計指導員は、速やかに、別紙様式第18号により、業務を行う都道府県の地方連合会にその旨を届け出るものとする。

コ 会計指導員等の活用の推進

地方農政局(北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局)は、土地改良区等の財務管理強化に当たっては、会計指導員等を活用してこれが行われるよう、都道府県との連携を図るものとする。

サ 打合せ

公募団体は、会計指導員育成研修の実施に当たっては、農村振興局と十分協議の上、実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

(ア) 会計指導員育成研修に関する事務の着手段階

(イ) 会計指導員育成研修実施段階

(ウ) 認定試験の合格者の決定段階

シ その他

会計指導員育成研修の実施に関し必要な事項は、公募団体が別に定める。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

要綱第6の1の(4)の換地関係異議紛争処理実務研修は、おおむね次により行うものとする。

ア 土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図る研修

研修は次により開催し、土地改良換地に関する既往の異議紛争事例等の具体的事例を活用して実施するものとする。

(ア) 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で研修を開催するものとする(W e b会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。ただし、北海道にあっては東北農政局ブロック、沖縄県にあっては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。

(イ) 研修の対象は次のとおりとし、国の職員又は学識経験者等の協力のもと開催

するものとする。

- a 都道府県の職員
- b 地方連合会の役職員
- c 土地改良区等の役職員

イ 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等

要綱第6の1の(4)の助言等は、アの土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図る研修における検討事項等を踏まえ、次の事項について地方連合会に対し行うものとする。

(ア) 地方連合会から提出された換地処分未了地区等の解消に関する指導地区の処理方策

(イ) 異議紛争の未然防止に関する事項

2 地方連合会が行う研修・人材育成

(1) 技術実践向上研修

要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修は、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図ることにより技術力向上に資するものとし、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

(ア) 農業農村整備事業を取り巻く最新の施策動向

(イ) 農業農村整備事業制度関係

(ウ) 維持、管理及び整備関係

- a 土地改良事業計画設計及び技術基準関係
- b 施工管理関係
- c 品質確保関係
- d 施設管理関係
- e 土地改良事業積算基準関係
- f コスト縮減関係

(エ) 環境対策への取組関係

(オ) 事業管理関係

(カ) その他

イ 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で開催するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。ただし、北海道にあつては東北農政局ブロック、沖縄県にあつては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。

なお、研修実施に当たっては、国、地方公共団体等と協議の上、開催するものとする。

ウ 要綱第6の2の(1)のイの承認を受けようとする地方連合会は、別紙様式第19号の承認申請書及び別紙様式第20号の計画概要書を添付の上、都道府県知事に提出するものとする。

エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(1)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

オ 地方農政局長は、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第21号により通知するものとする。

(2) 基幹水利施設保全管理技術向上研修

ア 要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修は、土地改良区等

の施設管理者（以下「施設管理者」とする。）に対し、次に掲げる事項について、指導及び技術援助を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

（ア）施設の操作運転、点検及び整備に関すること。

（イ）施設の機能保全に関すること。

（ウ）施設に係る災害・事故等のリスク管理・監視に関すること。ただし、リスク管理については自然災害を念頭においたリスク管理に限るものとする。

イ アの内容について、現地において指導及び技術援助を行う対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理しているダム、頭首工、排水機場、用水機場等の基幹水利施設であり、公共性の程度、施設操作の難易度、施設規模及び受益規模を別紙様式第22号の「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が、5点以上のダム、頭首工、排水機場、用水機場及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路等とするものとする。

ウ 本研修の実施に当たっては、対象となる基幹水利施設を管理する施設管理者等と十分協議をした上で、別紙様式第23号の基幹水利施設保全管理技術向上研修実施計画書を作成するものとする。

エ 地方連合会は、研修の実績等を明らかにした別紙様式第24号に示す業務記録簿を作成し保管（電磁的記録による保管を含む。）するものとする。

オ 基幹水利施設保全管理技術向上研修を実施しようとする地方連合会が要綱第6の2の（2）のイの承認を受けようとするときは、計画概要書を添付の上、別紙様式第25号の申請書を提出するものとする。

カ 都道府県知事は、要綱第6の2の（2）のウによる地方農政局長との協議に当たっては、オの計画概要書及び申請書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。

キ 地方農政局長はカの申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第26号により通知するものとする。

（3）監査実務等向上研修

要綱第6の2の（3）の監査実務等向上研修は、土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等に対し、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

（ア）監査・内部点検実務

（イ）非補助土地改良事業活用実務

（ウ）取組事例紹介、実務演習等

イ 研修の期間は、1日程度とする。

ウ 地方連合会ごとに年1回程度開催する（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

なお、研修実施に当たっては、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。）及び都道府県と協議の上、開催するものとする。

（4）換地等技術向上研修

ア 要綱第6の2の（4）の研修のうち、換地事務に関する研修は、おおむね次により実施するものとする。

（ア）次に掲げる事項及び過去の研修実績等を考慮して作成する年間研修計画（別紙様式第27号）を管理強化委員会に提出し、当該管理強化委員会において協議

- ・検討するものとする。

- a 換地技術者等の活動状況等

土地改良換地士及び一般換地技術者（以下「換地技術者等」という。）の活動状況等を把握し、換地技術者等名簿（別紙様式第28号）を作成するとともに、毎年度、当該名簿の記載事項について必要となる補正を行うものとする。

- b 翌年度の換地事務量等及び換地事務量の長期見通し等

都道府県が把握する換地を伴う土地改良事業の翌年度新規着工予定地区の内容、換地計画の認可又は決定状況等に基づいて換地処理見込表（別紙様式第29号）を作成するものとする。

(イ) (ア)の年間研修計画は、当該都道府県の換地事務の促進に資するものとして、次に掲げる研修から選択し、おおむね別記の1から3により実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。

- a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修

- b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

- c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

イ 要綱第6の2の(4)の研修のうち、交換分合に関する研修は、交換分合の実務に携わる職員等を対象として、おおむね別記の4及び5により実施するものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。なお、地方連合会は、この交換分合に関する研修について、都道府県知事が適当と認めた者にその一部を行わせることができるものとする。

(5) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修

ア 要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修は、施設管理者に対し、次に掲げる事項について、指導及び技術援助を行うものとする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。）。)

(ア) 省エネルギー化推進の啓発に関すること。

(イ) 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指導と調査に関すること。

(ウ) 省エネルギー化推進の基本構想の策定に関すること。

イ 本研修の実施に当たっては、対象となる施設管理者等と十分協議をした上で、別紙様式第30号の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

ウ 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を実施しようとする地方連合会が要綱第6の2の(5)のイの承認を受けようとするときは、実施計画書を添付の上、別紙様式第31号の申請書を都道府県知事へ提出するものとする。

エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(5)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、前号の実施計画書及び申請書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日（令和4年度に限っては、令和4年10月末日）までに地方農政局長へ提出するものとする。

オ 地方農政局長は前号の申請書及び実施計画書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日（令和4年度に限っては、令

和4年11月末日)までに別紙様式第32号により通知するものとする。
カ 地方連合会は、研修の実績等を明らかにした別紙様式第33号に示す業務記録簿を作成し保管(電磁的記録による保管を含む。)するものとする。

第6 特定被災土地改良区復興支援対策

公募団体が行う要綱第7の特定被災土地改良区復興支援対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

1 本対策の対象となる業務書類・機器等の費用

本対策の対象となる業務書類・機器等の費用は、被災した土地改良区が業務運営を維持するために、特定大規模災害等(大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。)が起こった日以降、復旧した業務書類・機器等の費用で次に掲げるもの(以下「特定被災土地改良区復旧支援助成金」という。)とする。

- (1) 別表2に掲げる業務書類の復旧に要する同表に定める費用
- (2) 別表3に掲げる機器等の復旧に要する同表に定める費用
- (3) (1)及び(2)に掲げる費用のほか、被災地域の実情を踏まえて農村振興局長が特に必要と認めた業務書類・機器等の復旧に要する費用

2 公募団体の業務等

公募団体は、国からの助成により、次に掲げる特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定、特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付その他本対策の実施に必要な業務を行うものとする。

なお、公募団体は、本対策に係る事務を円滑に行うため、本対策の事務の一部を、他の団体に委託できるものとする。その場合において、公募団体は、速やかに農村振興局長にその旨通知するものとする。

3 助成の対象等

本対策の助成の対象者は、特定被災土地改良区復興計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた土地改良区(土地改良区連合を含む。以下「特定被災土地改良区」という。)とし、助成期間は、当該認定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年以内とする。

4 特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定

- (1) 被災した土地改良区は、本対策の適用を受けようとする場合には、特定被災土地改良区復興計画(別紙様式第34号)を作成し、公募団体に対し当該計画について、農村振興局長が別に定める日までに認定の申請を行うものとする。
- (2) 公募団体は、(1)の申請があったときは、関係地方農政局及び関係都道府県の職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において特定被災土地改良区復興計画の審査を行うものとする。
- (3) 公募団体は、審査委員会において、特定被災土地改良区復興計画を適当と認めたときは、当該計画の認定を行い、申請のあった被災した土地改良区に対して認定の通知を行うものとする。
- (4) 特定被災土地改良区は、特定被災土地改良区復興計画の内容に変更があった場合には、公募団体に当該計画の変更を申請するものとする。
- (5) 公募団体は、(4)の変更申請があった場合には、当該申請を(2)及び(3)の手続に準じて取り扱うものとする。

5 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付

(1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程

公募団体は、特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程を定め、農村振興局長

の承認を受けるものとする。なお、同交付規程を変更する場合においても同様とする。

(2) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付額

特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付額は、4の(3)(4の(5)により準じて取り扱う場合を含む。)の公募団体の認定を受けた特定被災土地改良区復興計画に定められた助成予定額を限度とする。

(3) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付手続

ア 特定被災土地改良区は、4の(3)による認定通知があったとき(災害が起こった年度にあっては、4の(1)による認定申請を行ったとき)は、当該認定又は申請に係る計画に従って、毎年度、公募団体に対して特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付の申請を行うものとする。

イ 公募団体はアの交付の申請があった場合には、特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程に基づき、特定被災土地改良区に対して、当該年度の予算の範囲内で、特定被災土地改良区復旧支援助成金を交付するものとする。

(4) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の使途

特定被災土地改良区は、交付された特定被災土地改良区復旧支援助成金の全額を業務書類・機器等の復旧に要する費用に充てるものとする。

6 助成

要綱第9の2の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金

(2) 本対策の実施に必要な事務費

- ア 賃金
- イ 報償費
- ウ 旅費
- エ 需用費
- オ 役務費
- カ 委託料
- キ 使用料及び賃借料
- ク 備品購入費
- ケ 給料、職員手当等
- コ 共済費

第7 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする。

第8 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第35号に定める土地改良区体制強化事業補助金交付決定前着手届を都道府県知事(公募団体にあっては農村振興局長)に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該交付決定前着手届を、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

第9 実施結果の報告

- 1 要綱第11の1及び2のうち、要綱第3の施設・財務管理強化対策に関する報告は、別紙様式第36号によるものとし、要綱第4の2の受益農地管理強化対策及び要綱第6の2の(4)の換地等技術向上研修に関する報告は、別紙様式第37号によるものとし、要綱第4の3の受益農地管理強化対策に関する報告は、別紙様式第38号によるものとし、要綱第5の統合整備強化対策に関する報告は、別紙様式第39号から別紙様式第45号までによるものとし、要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第46号によるものとする。
- 2 要綱第11の1及び2のうち、要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第47号によるものとし、要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する報告は、別紙様式第48号によるものとし、要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第49号によるものとする。
- 3 要綱第11の3に関する報告は、別紙様式第50号から別紙様式第55号までによるものとする。

第10 その他

本事業における人件費の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水産省農村振興局長通知に留意されたい。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

別表１（第４の１の（１）の工の（イ）、１の（２）の工の（イ）及び１の（３）の工の（イ）関係）

	区 分	対象となる事務機器等の種類
統 合 整 備	(1) 業務運営の合理化・省力化に必要なもの	会計に関するソフトウェア、複写機、銅製書庫、倉庫等
	(2) 土地改良事業の適正かつ計画的な実施を図るため必要なもの	発電機、簡易ポンプ、無線装置、投光器、除塵用機器、レベル、トランシット、ポール、スタッフ、カメラ、製図機器、透写台、プラニメーター等
管理再編整備 及び 土地利用再編 整備	(1) 土地改良施設の維持管理の改善を図るために必要なもの	施設管理に関するソフトウェア、水位計、流量計、水温計等
	(2) 土地改良事業の適正かつ計画的な実施を図るため必要なもの	発電機、簡易ポンプ、無線装置、投光器、除塵用機器、レベル、トランシット、ポール、スタッフ、カメラ、製図機器、透写台、プラニメーター等

別表 2（支援の対象となる業務書類の復旧に要する費用）

対象となる業務書類の種類	対象となる費用
(1) 組合員名簿 (2) 土地原簿 (3) 賦課台帳 (4) 土地改良施設台帳	被災のため、新たに調製する必要がある業務書類について、その調製のために必要となる調査費、旅費、通信費及び諸経費。

別表 3（支援の対象となる機器等の復旧に要する費用）

対象となる機器等の種類	対象となる費用
(1) パソコン・プリンタ (2) 複写機 (3) ソフトウェア (4) 携帯電話 (5) ファクシミリ (6) 事務所内LAN (7) キャビネット・書庫 (8) 発電機 (9) 簡易ポンプ	特定大規模災害等のあった日以前に所有していた機器等のうち、被災により使用不能となった機器等の入れ替えに要する費用。ただし、防災機能の強化など特殊な事情がある場合には、当該災害以前に所有していない機器等の購入に要する費用。
(10) 仮設事務所	特定大規模災害等により事務所の全部又は一部が損壊し、当該事務所では業務を再開できない場合に、仮設事務所の設置（リース及び賃貸を含む。）に要する費用。

別記

換地等技術向上研修における研修等一覧

1 新規担当者研修

(1) 研修の対象者

新規に換地事務を担当する地方連合会及び土地改良区等の職員又は既に換地事務を担当しているが換地事務に関する研修を未受講の職員

(2) 研修時間

48時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法	土地評価・清算
民法(総則、物権、相続)	換地計画書作成
不動産登記法、土地改良登記令	調査事務(戸籍簿、住民票、登記簿調査)
戸籍法	国有地処理、行政界等変更
農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律	換地関係登記実務
換地理論	測量理論・実務(図面作成含む)

2 換地計画実務研修

(1) 研修の対象者

換地事務に従事している換地技術者等

(2) 研修時間

30時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法	一時利用地指定
換地理論	換地関係登記実務
農業経営、農地集団化	河川法、道路法関係実務
農村計画	国有地処理実務

非農用地換地手法	行政界等変更実務
基礎調査	行政不服審査法、行政事件訴訟法
換地設計基準	異議処理
土地評価・清算	国土調査
換地選定	測量理論、実務

3 換地委員等実務研修

(1) 研修の対象者

着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員、土地改良区等の役員及び集落のリーダー等

(2) 研修時間

12時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法の概要(換地理論含む)	異議処理
換地事務処理	人間関係論
換地設計基準	農業経営基盤強化促進法の概要、農地中間管理事業の推進に関する法律の概要
換地選定	換地と利用権の一体的推進手法

4 交換分合実務研修

(1) 研修の対象者

市町村、農業委員会及び土地改良区等の役職員等の交換分合実務担当者

(2) 研修時間

18時間

(3) 研修課目

研 修 課 目	研 修 課 目
土地改良法	交換分合計画作成実務
交換分合制度	交換分合登記申請実務

土地評価、清算実務	交換分合事例研究
-----------	----------

5 交換分合実務講習

(1) 講習の対象者

交換分合実施予定地区の推進団体等の関係者

(2) 講習時間

6 時間

(3) 講習課目

講 習 課 目
交換分合制度の概要
交換分合事例